

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月31日
【発行者名】	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー (Morgan Stanley Asset Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 アンドリュー・マック (Director, Andrew Mack) 取締役 ウィリアム・ジョーンズ (Director, William Jones)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーグ L-2633 トレヴェ 通り6B番 (6B, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 坂田 絵里子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレータース
【事務連絡者氏名】	弁護士 佐々木 弘 造 弁護士 山 崎 寛 也 弁護士 藤 田 元 康 弁護士 坂 田 絵里子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレータース
【電話番号】	03(6212)1200
【届出の対象とした募集(売 出)外国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー (Morgan Stanley Money Market Family) 米ドル・ファンド
【届出の対象とした募集(売 出)外国投資信託受益証券の金 額】	記名式無額面受益証券。サブ・ファンドについて受益証券が発 行・募集される。 上限見込額は以下のとおりとする。 米ドル・ファンド 30億米ドル(約3,627億円)
	(注) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」と いう。)の円貨換算は、便宜上、平成27年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=120.90円)による。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年12月25日に提出した有価証券届出書の関連事項を変更及び追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書(以下「本訂正届出書」という。)を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

(注) 訂正箇所は下線を付して表示しております。

# 第一部 証券情報

### (12) その他

#### 1 引受等の概要

<訂正前>

(前略)

(c) モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(Morgan Stanley Asset Management S.A.) (以下「管理会社」という。)はモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社(以下「モルガン・スタンレーM U F G証券」という。)をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

<訂正後>

(前略)

(c) モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(Morgan Stanley Asset Management S.A.) (以下「管理会社」という。)はモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社(以下「モルガン・スタンレーM U F G証券」という。)をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (3) ファンドの仕組み

###### 管理会社の概況

<訂正前>

(前 略)

###### (ハ)資本金の額

2015年10月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約66百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約18万1,350円)の記名株式365株を発行済である。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

###### (ハ)資本金の額

2016年3月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約62百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約16万9,020円)の記名株式365株を発行済である。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.68円)による。

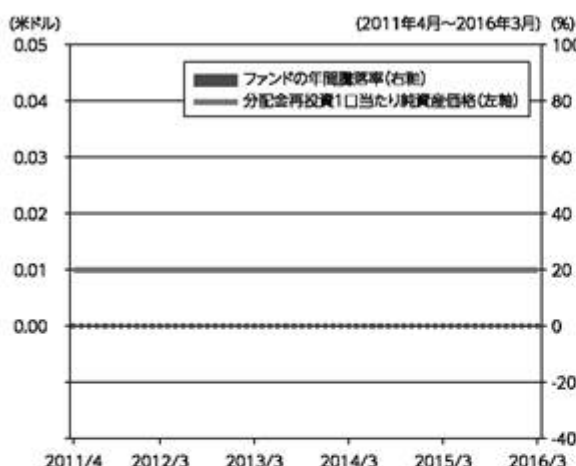
(後 略)

## 3 投資リスク

(参考情報)

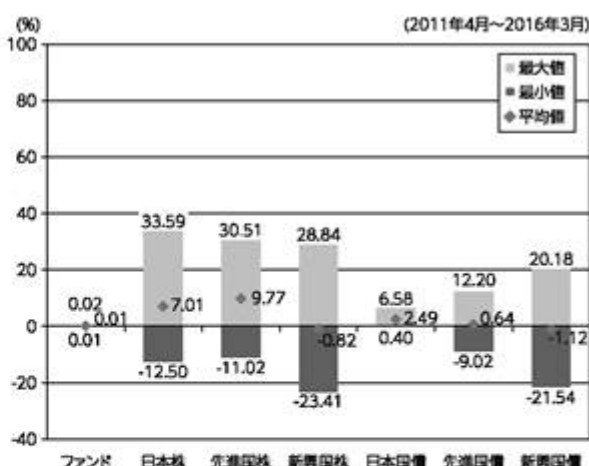
当該情報については、以下の内容に更新される。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、2011年4月～2016年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※各資産クラスの指数

資産クラス	対象指数
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
先進国株	MSCIワールド・インデックス
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス
日本国債	シティ日本国債インデックス
先進国債	シティ世界国債インデックス
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド

- ・東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (旧東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は旧東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、旧東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、旧東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出される、浮動株調整時価総額加重型の指数です。当該指数のパフォーマンスは配当金を再投資したものとみなして米ドル建てで表示されます。
- ・MSCIワールド・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権はMSCI, Incが有し、全ての知的財産 (著作権を含む) および指数関連のその他の権利の所有者であり、目つこれらの権利を保有しています。MSCIワールド・インデックスは、世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整時価総額加重型の指数です。当該指数のパフォーマンスは正味配当金を再投資したものとみなして米ドル建てで表示されます。MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、新興国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整時価総額加重型の指数です。当該指数のパフォーマンスは正味配当金を再投資したものとみなして米ドル建てで表示されます。
- ・シティ日本国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、現地通貨建ての投資適格固定利付ソブリン債のパフォーマンスを測定する指数です。当該指数のパフォーマンスは、円建てで表示されます。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該指数のパフォーマンスは、米ドル建てで表示されます。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (「本指数」) は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved. 本指数は、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とする指数です。当該指数のパフォーマンスは米ドル建てで表示されません。

[次へ](#)

#### 4 手数料等及び税金

##### (5) 課税上の取扱い

###### <訂正前>

本ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されない。

法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。

法人の益金不算入の適用は認められない。

ファンド証券の転換および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがある。

###### <平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

(1) 平成28年1月1日以後、受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 日本の個人受益者が平成28年1月1日以後に支払を受けるファンドの分配金、受益証券の売買、買戻しおよび償還に基づく損益については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となる(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

(3) 日本の個人受益者について平成28年1月1日以後に生じるファンドの分配金、受益証券の売買、買戻しおよび償還に基づく損益は、一定の条件に基づき、上場株式等に係る譲渡損益・配当等との損益通算等が可能である。

###### <訂正後>

本ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金、受益証券の売買、買戻しおよび償還に基づく損益については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となる(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者について生じるファンドの分配金、受益証券の売買、買戻しおよび償還に基づく損益は、一定の条件に基づき、上場株式等に係る譲渡損益・配当等との損益通算等が可能である。

法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人または金融機関等を除く。)、一定の場合支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%(所得税15%)の税率となる。)

法人の益金不算入の適用は認められない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがある。

[次へ](#)

## 5 運用状況

## (1) 投資状況

投資状況については、以下の内容に変更される。

## 米ドル・ファンド

(2016年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
割引債	アメリカ合衆国	96,844,478	44.27
変動利付債	アメリカ合衆国	38,668,209	17.68
	スウェーデン	10,000,000	4.57
コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	48,072,880	21.98
譲渡性預金証書	アメリカ合衆国	25,302,640	11.57
小計		218,888,207	100.07
現金・その他の資産(負債控除後)		(144,007)	(0.07)
合計 (純資産総額)		218,744,200 (約24,648百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.68円)による。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

投資有価証券の主要銘柄については、以下の内容が追加される。

## 米ドル・ファンド

(2016年3月末日現在)

	銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	通貨	額面金額 (米ドル)	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/27/2016	USD	18,900,000.00	18,893,847.78	18,896,105.78	8.64
2	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/25/2016	USD	16,400,000.00	16,394,454.38	16,396,884.00	7.50
3	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/20/2016	USD	11,700,000.00	11,697,455.25	11,698,332.75	5.35
4	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	スウェーデン	変動利付債	0.6262	05/13/2016	USD	10,000,000.00	10,000,000.00	10,000,000.00	4.57
5	WESTPAC BANKING CORP.	アメリカ合衆国	変動利付債	0.5576	04/04/2016	USD	9,700,000.00	9,699,028.38	9,699,976.43	4.43
6	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/15/2016	USD	8,400,000.00	8,397,240.50	8,399,008.33	3.84
7	SUMITOMO TR & BKNG C	アメリカ合衆国	譲渡性預金証書	0.67	04/04/2016	USD	8,000,000.00	7,999,999.58	7,999,999.98	3.66
8	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	05/20/2016	USD	8,000,000.00	7,996,600.00	7,996,733.33	3.66
9	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	06/13/2016	USD	7,973,000.00	7,946,799.84	7,962,491.14	3.64
10	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/28/2016	USD	7,900,000.00	7,897,788.00	7,898,341.00	3.61



## (3) 運用実績

## 純資産の推移

純資産の推移については、以下の内容が追加される。

2015年11月1日より2016年3月末日までの期間の各月末の純資産の推移は次のとおりである。

## 米ドル・ファンド

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2015年11月末	260,173	29,316	0.01	1.13
12月末	219,953	24,784	0.01	1.13
2016年1月末	221,069	24,910	0.01	1.13
2月末	223,502	25,184	0.01	1.13
3月末	218,744	24,648	0.01	1.13

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.68円)による。

## 分配の推移

分配の推移については、以下の内容が追加される。

米ドル・ファンドの2015年4月1日から2016年3月末日までの100口当たり分配金の合計額は、0.0005749米ドルであった。

## 収益率の推移

収益率の推移については、以下の内容が追加される。

2015年4月1日から2016年3月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

	収益率(注)
米ドル・ファンド	0.06%

(注) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出した。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a-b) / b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前のファンド取引日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

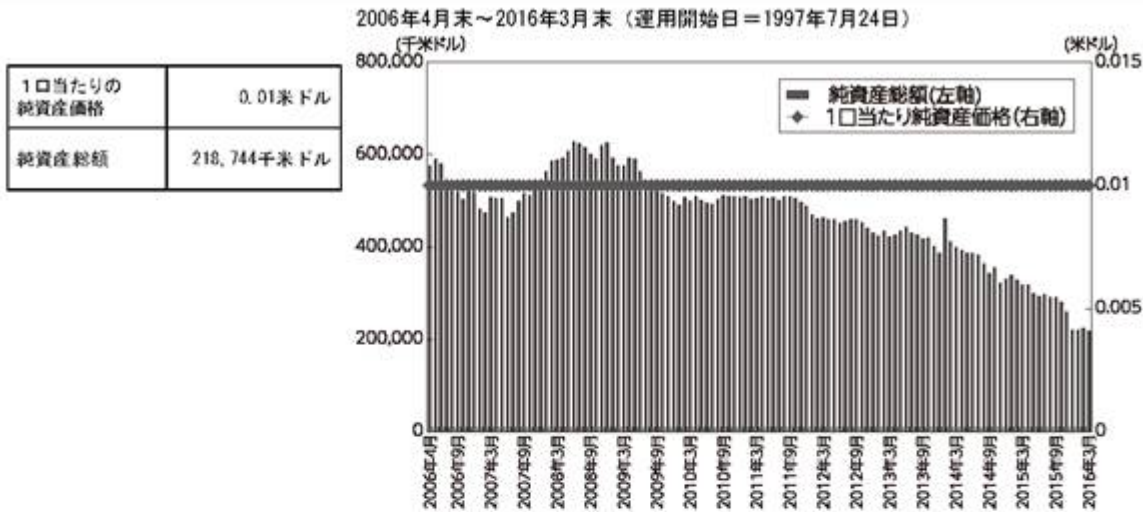
## (参考情報)

当該情報については、以下の内容に更新される。

2016年3月末日現在

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



## 分配の推移

会計年度 (年度末)	第14会計年度 (2011年 8月31日)	第15会計年度 (2012年 8月31日)	第16会計年度 (2013年 8月31日)	第17会計年度 (2014年 8月31日)	第18会計年度 (2015年 8月31日)	設定未累計
100口当たりの分配金 (税引前、米ドル)	0.0001729	0.0001098	0.0001095	0.0001095	0.0001095	0.3714708

## 主な資産の状況

## 投資状況

(2016年3月末日現在)

資産の種類	国名	投資比率 (%)
割引債	アメリカ合衆国	44.27
変動利付債	アメリカ合衆国	17.69
	スウェーデン	4.57
コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	21.98
譲渡性預金証券	アメリカ合衆国	11.57
小計		100.07
現金・その他の資産(負債控除後)		-0.07
合計		100.00

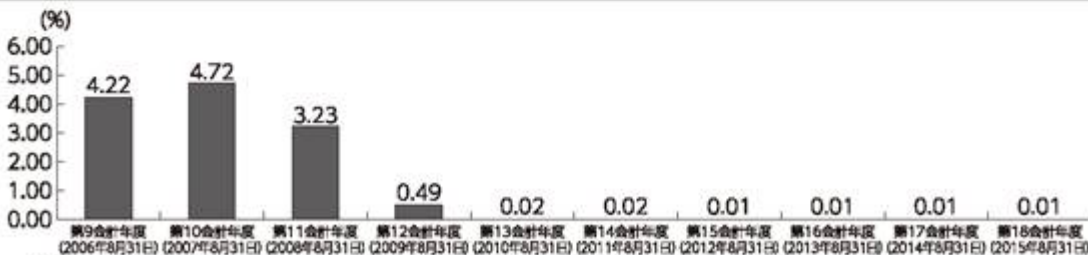
## 投資有価証券の主要銘柄(上位10銘柄)

(2016年3月末日現在)

銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	通貨	投資比率 (%)
1 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/27/2016	USD	8.64
2 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/25/2016	USD	7.50
3 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/20/2016	USD	5.35
4 SVENSKA HANDELSBANKEN AB	スウェーデン	変動利付債	0.6267	05/13/2016	USD	4.57
5 WESTPAC BANKING CORP.	アメリカ合衆国	変動利付債	0.5576	04/04/2016	USD	4.43
6 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/15/2016	USD	3.84
7 SUNITOMO TR & BANK C	アメリカ合衆国	譲渡性預金証券	0.67	04/04/2016	USD	3.66
8 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	05/20/2016	USD	3.66
9 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	06/13/2016	USD	3.64
10 FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/28/2016	USD	3.61

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同。

## 年間収益率の推移



(注) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出しました。

収益率(%) =  $100 \times (a-b)/b$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前のファンド取引日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

## (4) 販売及び買戻しの実績

販売及び買戻しの実績については、以下の内容が追加される。

2015年4月1日から2016年3月末日までの期間における販売および買戻しの実績、ならびに2016年3月末日現在のファンド証券の発行済口数は次のとおりである。

米ドル・ファンド

販売口数	買戻し口数	発行済口数
18,815,512,550 (18,815,512,550)	28,777,065,425 (28,777,065,425)	21,874,419,983 (21,874,419,983)

(注) ( )の数値は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

### 第3 ファンドの経理状況

ファンドの経理状況については、以下の中間財務書類が追加される。

ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

ファンドの原文の中間財務書類は以下の通貨で表示されている。

米ドル・ファンド = 米ドル

日本語の中間財務書類には、以下に掲げた通貨の、2016年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル = 112.68円

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

## モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

## 米ドル・ファンド

## 純資産計算書

2016年2月29日現在

(未監査)

	2016年2月29日		2015年8月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券(償却原価)(注2)	223,618,686	25,197,354	291,392,328	32,834,088
未収利息	30,863	3,478	37,304	4,203
現金預金	119,702	13,488	76,786	8,652
資産合計	<u>223,769,251</u>	<u>25,214,319</u>	<u>291,506,418</u>	<u>32,846,943</u>
負債				
未払費用(注4、6、9)	362,093	40,801	393,398	44,328
未払分配金(注3)	1,529	172	87	10
払戻し見込費用(注4)	(96,070)	(10,825)	(95,960)	(10,813)
負債合計	<u>267,552</u>	<u>30,148</u>	<u>297,525</u>	<u>33,525</u>
純資産額	<u><b>223,501,699</b></u>	<u><b>25,184,171</b></u>	<u><b>291,208,893</b></u>	<u><b>32,813,418</b></u>
分配型クラス:				
クラス別純資産額	223,501,699	25,184,171	291,208,893	32,813,418
発行済受益証券口数	22,350,169,903		29,120,889,337	
1口当たり純資産価格	<u>0.01</u>	<u>1.13円</u>	<u>0.01</u>	<u>1.13円</u>

## 統計情報

(未監査)

## 米ドル・ファンド

## 純資産額

## 分配型クラス

2013年8月31日現在	426,118,064	48,014,983
2014年8月31日現在	363,984,872	41,013,815
2015年8月31日現在	291,208,893	32,813,418
2016年2月29日現在	223,501,699	25,184,171

## 発行済受益証券口数

## 分配型クラス

2013年8月31日現在	42,611,806,395
2014年8月31日現在	36,398,487,201
2015年8月31日現在	29,120,889,337
2016年2月29日現在	22,350,169,903

## 1口当たり純資産価格

## 分配型クラス

2013年8月31日現在	0.01	1.13円
2014年8月31日現在	0.01	1.13円
2015年8月31日現在	0.01	1.13円
2016年2月29日現在	0.01	1.13円

添付の注記は当財務書類の一部である。

## モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

## 米ドル・ファンド

## 損益計算書

2016年2月29日に終了した6か月間

(未監査)

	2016年2月29日		2015年2月28日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
受取利息(注2)	374,156	42,160	273,986	30,873
収益合計	<u>374,156</u>	<u>42,160</u>	<u>273,986</u>	<u>30,873</u>
費用				
ポートフォリオ運用報酬(注4)	310,779	35,019	412,276	46,455
控除：権利放棄報酬(注4)	(310,779)	(35,019)	(412,276)	(46,455)
ポートフォリオ運用報酬 - 純額	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
オルタナティブ投資ファンド運用者報酬(注4)	38,193	4,304	50,373	5,676
控除：権利放棄報酬(注4)	(38,193)	(4,304)	(50,373)	(5,676)
オルタナティブ投資ファンド運用者報酬 - 純額	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
販売報酬(注4)	509,246	57,382	671,639	75,680
控除：権利放棄報酬(注4)	(436,510)	(49,186)	(587,684)	(66,220)
販売報酬 - 純額	<u>72,736</u>	<u>8,196</u>	<u>83,955</u>	<u>9,460</u>
代行協会員報酬(注4)	101,849	11,476	134,328	15,136
控除：権利放棄報酬(注4)	(95,030)	(10,708)	(125,932)	(14,190)
代行協会員報酬 - 純額	<u>6,819</u>	<u>768</u>	<u>8,396</u>	<u>946</u>
管理事務報酬(注4)	68,371	7,704	93,345	10,518
弁護士報酬	85,119	9,591	138,703	15,629
監査報酬	25,434	2,866	16,135	1,818
保管報酬(注4)	13,121	1,478	41,251	4,648
付加価値税(注6)	13,396	1,509	22,717	2,560
その他の費用	12,003	1,352	12,411	1,398
取締役報酬	12,758	1,438	10,636	1,198
管理報酬(注4)	7,500	845	7,500	845
名義書換事務代行会社報酬(注4)	5,639	635	6,151	693
保管受託銀行取引手数料(注9)	3,735	421	3,690	416
印刷費用	23,587	2,658	14,516	1,636
控除：払戻された費用(注4)	(61,068)	(6,881)	(203,760)	(22,960)
その他の報酬 - 純額	<u>209,595</u>	<u>23,617</u>	<u>163,295</u>	<u>18,400</u>
費用合計	<u>289,150</u>	<u>32,581</u>	<u>255,646</u>	<u>28,806</u>
投資純収益	<u><b>85,006</b></u>	<u><b>9,578</b></u>	<u><b>18,340</b></u>	<u><b>2,067</b></u>
投資有価証券に係る実現利益	2,455	277	81	9
投資有価証券に係る実現(損失)	(392)	(44)	(35)	(4)
投資有価証券に係る実現純利益	<u><b>2,063</b></u>	<u><b>232</b></u>	<u><b>46</b></u>	<u><b>5</b></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

## 米ドル・ファンド

## 純資産変動計算書

2016年2月29日に終了した6か月間

(未監査)

	2016年2月29日		2015年2月28日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
運用				
投資純収益	85,006	9,578	18,340	2,067
投資有価証券に係る実現純利益	2,063	232	46	5
運用による純資産の純増加額	<u>87,069</u>	<u>9,811</u>	<u>18,386</u>	<u>2,072</u>
受益証券取引:				
受益証券の発行手取金	90,876,525	10,239,967	181,146,080	20,411,540
受益証券への再投資分配金(注3)	69,407	7,821	15,553	1,753
受益証券買戻し	<u>(158,653,126)</u>	<u>(17,877,034)</u>	<u>(217,548,722)</u>	<u>(24,513,390)</u>
受益証券取引による純資産の減少額	<u>(67,707,194)</u>	<u>(7,629,247)</u>	<u>(36,387,089)</u>	<u>(4,100,097)</u>
受益者に代わって支払われた源泉税	(17,662)	(1,990)	(2,833)	(319)
再投資された分配金(注3)	<u>(69,407)</u>	<u>(7,821)</u>	<u>(15,553)</u>	<u>(1,753)</u>
分配金合計	<u>(87,069)</u>	<u>(9,811)</u>	<u>(18,386)</u>	<u>(2,072)</u>
純資産の減少額	(67,707,194)	(7,629,247)	(36,387,089)	(4,100,097)
期首現在純資産	<u>291,208,893</u>	<u>32,813,418</u>	<u>363,984,872</u>	<u>41,013,815</u>
期末現在純資産	<u><b>223,501,699</b></u>	<u><b>25,184,171</b></u>	<u><b>327,597,783</b></u>	<u><b>36,913,718</b></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。



## モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

## 中間財務書類に対する注記

2016年2月29日現在

(未監査)

## 1 一般的情報：

本書において使用される用語で定義のないものについては、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー(以下「トラスト」という。)の目論見書に記載のものと同じ意味を有するものとする。

トラストは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づきアンブレラ型の共有持分型投資信託(“fonds commun de placement”)としてルクセンブルグにおいて設定され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する。

トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者(以下「オルタナティブ投資ファンド運用者」または「AIFM」という。)に関する2011年6月8日付の欧州議会および欧州理事会の指令2011/61/EUを実施する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(その後の改正を含む。以下「AIFM法」という。)に基づくオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有しており、ルクセンブルグの監督当局(以下「CSSF」という。)の監督に服している。

トラストは現在、米ドル・ファンド(以下「ファンド」という。)を募集している。米ドル・ファンドは1997年7月24日に投資運用を開始した。ファンドは、欧州証券規制当局委員会ガイドライン(「ガイドラインCESR/10-049」)により短期マネーマーケット・ファンドとみなされる。

ファンドは、経常収益を分配しつつ、投資元本を維持し高い流動性を保つことを目的とする。ファンド資産の50%超は、日本国の法令に基づき日本の規制当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法(以下「金融商品取引法」という。)に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

トラストは改正2010年12月17日法のパート に服する。

## 2 重要な会計方針の要約：

トラストの財務書類は、ルクセンブルグ当局の法定報告要件に従って作成されている。

## (a) 組入金融商品の評価

有価証券、金融市場商品およびその他の金融商品は、償却原価法により評価される。この方法に基づき、償却原価は、当該金融商品をその取得原価で評価し、その後、金融商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額または額面超過額を満期に至るまで均等額で償却することを前提として決定される。

ファンドの保有するポートフォリオは、市場相場で計算された純資産価格と償却原価法により計算された純資産価格との間に差異がないか判断するため、管理会社の取締役会およびオルタナティブ投資ファンド運用者により、またはその指示に基づき定期的に見直される。既存の受益者である投資家に対して大幅な希薄化またはその他の不利益をもたらす可能性のある差異の存在が認められる場合、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者は、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを実現させるために、期限前に組入金融商品を売却するか、もしくは利用可能な市場相場を用いて受益証券1口当たりの純資産価格を計算するなど、必要かつ適切とみなされる是正措置をとる。

## (b) 証券取引

証券取引は、適用できる場合当該取引日に計上される。

## (c) 受取利息

受取利息は日々発生し、額面超過額の償却および割引額の増価を含んでいる。受取利息は発生主義に基づいて認識される。

### 3 配当および分配：

元本成長型受益証券を除き、管理会社は、各クラスの受益証券1口当たりの純資産価格を1米セント(米ドル・ファンドの場合)に維持することができる範囲で、毎日分配を宣言することを企図している。

毎月の最終ファンド取引日に宣言され、(当該最終ファンド取引日の前日(同日を含む)までに)発生し、未払いであるすべての分配金は(ルクセンブルグおよび/または受益者の国の分配金についての源泉税および支払うことが要求されるその他の税金(もしあれば)を控除後)、当該最終ファンド取引日の直前のファンド取引日に決定される受益証券1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき受益証券が発行される。

### 4 管理契約、管理事務契約、ポートフォリオ運用契約、販売契約およびサービス・エージェント契約：

管理会社は、2014年7月22日付で、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD)リミテッドをAIFM法第4条に定める外部のオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、管理会社の取締役会の全般的な監督、承認および指示に従い、目論見書および約款に記載の投資方針および目的に基づき、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートをAIFMDの規定に従って提供する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの資産から毎月支払われるファンドの純資産総額の0.05%(年率)を上限とするオルタナティブ投資ファンド運用者報酬を受領する権利を有する。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクを米ドル・ファンドのポートフォリオ運用者として任命している(以下「ポートフォリオ運用者」という。)。ポートフォリオ運用者の業務は投資顧問会社が従って行っていた業務と同じである。

管理会社は、ファンドに対し四半期毎に3,750米ドルの報酬を受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、提供したポートフォリオ運用業務に対して、助言を受けるファンドの日々の平均純資産額の0.25%(年率)で日割り計算された報酬を、四半期毎の管理報酬を控除して四半期毎に受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者はこれらのポートフォリオ運用報酬をポートフォリオ運用者に支払うが、ファンドの資産から直接ポートフォリオ運用者に対して、ポートフォリオ運用報酬が支払われるように要請することもできる。

トラストの管理事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、資産額に基づく報酬を受領する権利を有する。

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、トラストの資産から保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬はトラストの純資産総額に基づき、毎月支払われる。さらに、0.01%の年間保管報酬が保管受託銀行に支払われる。

トラストに請求される費用には名義書換事務代行会社の費用も含まれる。

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、ファンドに提供した代行協会員業務に対して、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%の報酬をファンドから四半期毎に支払われる。代行協会員は、その裁量による終了を条件として、その報酬の一部を放棄することに自発的に同意しており、そのため、ファンドは、2016年2月29日に終了した期間中に、日々の平均純資産額の0.005%を請求されるにとどまった。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ひろぎんウツミ屋証券株式会社、株式会社SBI証券、株式会社三菱東京UFJ銀行、東海東京証券株式会社、農林中央金庫は、米ドル・ファンドの日本における販売会社として活動している。これらの販売会社は、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.40%で日割り計算される販売報酬を四半期毎に受領する権利を有する。これらの販売会社は、当該各会社の裁量による終了を条件として、かかる報酬の一部を権利放棄することに自発的に同意しており、そのため、2016年2月29日に終了した期間中に、米ドル・ファンドは、日々の平均純資産額の0.06%を請求されるにとどまった。

オルタナティブ投資ファンド運用者およびポートフォリオ運用者は、当該各会社の裁量により、期限を定めることなく、当該各会社への報酬の全額あるいは一部を放棄することができ、および/またはその他の費用の一部もしくは全額を負担する場合がある。この自由意志による任意の放棄は当期間の全体を通じて実施され、その結果総経費率は0.23%であった。

この財務書類に対する注記に記載されている各種報酬の任意の権利放棄がなければ、ファンドの費用はより高額になっていたはずである。

## 5 リスク特性および管理：

トラストは、トラストに適用される取引ならびに投資戦略および目的を定めた厳格な投資ガイドラインを遵守し、詳細なリスク管理の枠組みの中で運用される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのポートフォリオ運用およびリスク管理について責任を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのリスク管理業務の枠組みにおいて、ファンドの投資戦略に係るすべてのリスクの検出、測定、管理および追跡を適切な方法で行うため、適切なリスク管理システムを導入している。

ポートフォリオ運用者は、的確なリスク管理の枠組みを確立する責任を負っている。ポートフォリオ運用者の専門的判断は、トラストのリスク管理プロセスの主要な構成要素であり、潜在的リスクをめぐる顧客制限とガイドラインの双方の遵守を確実に行う責任を負っている。

米ドル・マネーマーケット・ファンドが保有する金融商品に伴うリスクは、以下のとおり定義される。

### 市場リスク

米ドル・ファンドは、経常収益を分配しつつ、投資元本を維持し高い流動性を保つことを投資目的とする。市場リスクには潜在利益と潜在損失の双方が存在するため、特定の市場環境では、受益者は当初投資した金額を回収することができないことがある。ファンドの市場リスク管理戦略は、その投資目的によって決定される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドのリスク特性を決定し、それがファンドの規模、ポートフォリオ構成、戦略、投資目的に照らして適切なものであることを確認する。

### 金利変動リスク

ファンドの組入証券の価値は、金利変動の影響を受けることがある。通常、金利が上昇した場合債券価値は下落し、反対に金利が低下した場合債券価値は上昇する可能性が高い。利回りの高い有価証券は、金利変動に対する感応度が高い傾向がある。変動利付証券では、その収益は金利変動に直接連動している。

ファンドの組入証券は、償却原価法により評価される。この評価方法は、金融商品を取得原価で評価し、当該証券が満期まで保有されると想定して、以後当該金融商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額が当該金融商品を売却した場合にファンドが受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。ファンドの組入証券は、市場価格に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会により、またはその指示により定期的に見直される。既存の受益者に対して重大な希薄化またはその他の不公正な結果をもたらす可能性のある乖離の存在が認められた場合、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者は、必要かつ適切とみなされる調整的措置を行う。これにはキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを実現させるために、満期前に組入銘柄を売却することや入手可能な市場相場を用いて1口当たり純資産価格を計算することが含まれる。

### カウンターパーティー・リスク

ファンドは、有価証券取引の相手方および買戻条件付契約またはその他の契約を締結する相手方に対する信用リスクにさらされることがある。その結果、ファンドは決済不履行リスクを負うことがある。相手方に債務不履行が生じる限り、ファンドは収益の喪失、価値の下落、およびコストの増加を被ることがある。

このリスクは、信用格付け、組織の強み、ならびに目的のエクスポージャーを提供する能力といったいくつかの主要な分野にわたって相手方を慎重に評価し、優れた相手方のみと取引を行うことで低減される。オルタナティブ投資ファンド運用者には、相手方の信用力を確認するため、与信・リスク管理グループを含むモルガン・スタンレー全体のリソースを活用する相手方登録用の公式承認プロセスがある。

### 流動性リスク

ファンドは、特定の状況において通常のマーケットの水準で売却することが困難または不可能なことがあり得る有価証券に投資することがある。その結果、ファンドは、このような有価証券に対して受領する価格が低かったり、またはファンドに損失をもたらすようなその他の有価証券の売却を強いられることがある。

満期まで397日を超えない容易に現金化できる短期の格付の高い米ドル建て有価証券および金融商品にファンドが投資できることは、ファンドの流動性リスク管理に役立っている。ファンドは、申込みおよび買戻しの決済を翌日に行う。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの流動性リスクを測定するために独自の流動性管理システムおよび手続きを設計しており、ファンドの流動性プロファイルがその義務に沿ったものとなるようにし、また特に目論見書および約款の規定に従って受益者の買戻請求に応じることができるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者は、通常および例外的な状況の下でのファンドの流動性リスクを評価および測定するために、定期的にストレス・テストを実施する。オルタナティブ投資ファンド運用者はまた、流動性を管理するために目論見書および約款の特定の規定に依拠することができ、例えば、買戻しが繰り延べられる可能性がある。ある取引日(以下、「関係取引日」という。)において受領された買戻請求の合計が、かかる関係取引日のファンドの発行済受益証券総数の10%を超えるファンドの受益証券口数であった場合、管理会社はすべての買戻請求を10%の水準を超えないように按分して繰り延べる権利を有する。このように減少された関係取引日に関する買戻請求は、常にこの10%の制限に従いながら、翌取引日に受領されたその後の買戻請求に優先して実行される。

### 信用リスク

発行体および相手方が有価証券および買戻条件付契約に対する支払いを行わないリスクが存在する。かかる債務不履行は、ファンドに損失をもたらす可能性がある。信用格付の低い有価証券は債務不履行リスクが高く、格付の高い有価証券と比べて価格のボラティリティーが大きく、流動性水準が低いことがある。

ファンドは、債権取引に伴う発行体リスクにもさらされている。

支払期限が到来した時に政府がその債務の条件に従って元本および/または利息の返済を行うことができないか、または返済する意図がないリスクがある。結果的に、政府機関がそのソブリン債に関して債務不履行となることがある。ソブリン債の保有者は、債務の繰り延べへの参加や政府機関への追加融資の実行を要求されることがある。政府機関による債務不履行の対象となったソブリン債の全部または一部を回収することができる破産手続は存在しない。

有価証券に付与される信用格付けは、変更される可能性がある。ファンドは、購入後に格下げされた有価証券への投資を継続することがある。格下げされた有価証券に投資するファンドは、その資産の価値の下落を被ることがある。

このリスクは、受益証券が機関投資家向けに限定され、ポートフォリオの加重残存満期が90日を超えず、公認の格付機関から可能な限り最高の格付けを取得している金融機関に積立金を入金することで管理されている。

### オルタナティブ投資ファンド運用者/ポートフォリオ運用者および利益相反

オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、トラストに対するそれぞれの義務に関連して利益相反が生じることがある。ただし、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、可能な限りかかるすべての潜在的な利益相反が公正に、かつ受益者の最大の利益となるように解消されるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、一つまたは複数の顧客のために投資判断を行うこと、取引を実行すること、および投資ポジションを維持することができ、これが他の顧客の利益に影響を及ぼすことがあり、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者にとって利益相

反を引き起こすことがある。特に、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者および/またはそのスタッフがある資産運用委託、金融商品または顧客から他のものよりも高い報酬を得る場合がある。かかる利益相反は、例えば、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者が異なる顧客のために同時に同じ有価証券を売買する時、または異なる顧客のために同時に逆方向のマーケット・エクスポージャーを有する同一商品の市場ポジションを維持する時に生じる。オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、かかる利益相反が特に多く見られることがあるロングオンリー、ロング・ショート、ショートオンリーの資産運用委託を行うことができる。かかる投資判断、取引またはポジションは、実施または採用される取引および投資判断が、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者の資産運用委託、商品、または顧客の資産運用委託、商品のいずれにも不当な利益または不利益を生まずに、かつかかる顧客のための関連資産運用委託および投資ガイドラインに沿って適切に統合され、また配分されるように設計ならびに確立された方針および手続きに従って採用、実施および維持される。

なお、特定の状況においては、かかる利益相反の管理が顧客にとっての投資機会の喪失をもたらすことがあり、またはオルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者がかかる利益相反がなければ取引を行ったであろう方法とは異なる形で取引を行い、マーケット・エクスポージャーを維持させることがあり、これは投資パフォーマンスに悪影響を与えることがある。

### 保管リスク

ファンドの資産は、保管受託銀行に預託され、保管受託銀行の帳簿において各ファンドに属するものとして特定されている。現金以外の資産は保管受託銀行のその他の資産から分別されており、これによって保管受託銀行が破産した場合に資産を回収できないリスクが低減されるものの、かかるリスクを防止することにはならない。現金預金についてはこの方法による分別は行われておらず、よって、ファンドは保管受託銀行の一般債権者として破産時にさらされるリスクが増加する。

ファンドの資産は、ファンドが投資する国で保管受託銀行が任命した副保管受託銀行によって保管されることもあり、それ故、保管受託銀行が法的義務を遵守しているにもかかわらず、これらの副保管受託銀行の破産リスクにさらされる。副保管受託銀行の法域において資産の保有を対象とする法令上の保護は、弱いことがある。

このリスクは、信用格付け、組織の強みといったいくつかの主要分野にわたって保管受託銀行を慎重に評価し、最も有力な者のみを任命することで管理される。

## 6 税金：

トラストは税務上ルクセンブルグ法に服す。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは年次税 (taxe d'abonnement) を免除されており、またトラストにおける実現利益に係る課税も免除されている。

管理会社はルクセンブルグの付加価値税の申告を行っている。管理会社は、トラストのために管理会社に対して提供されたサービスに関して、ルクセンブルグ国外から受けたサービス(ルクセンブルグの付加価値税規則に基づき課税対象とみなされるもの)にかかるルクセンブルグ付加価値税について自己申告が義務付けられている。

## 7 投資有価証券変動明細表：

当期間中の投資有価証券変動明細表は、管理会社の登記上の事務所において無料で入手可能である。

## 8 特別な取決めに服する資産：

当期間中に特別な取決めに服する資産はなかった。

## 9 取引コスト：

取引コストとは、ブローカー手数料、売買手数料ならびに持分の売買および他のファンドへの投資に関連する税金と定義されている。保管受託銀行による取引コストは損益計算書の「保管受託銀行の取引手数料」に含まれている。

2016年2月29日に終了した期間中に、トラストに対して請求された取引コストはない。

債券投資に対する取引コストは個別に認識することができない。これらの投資に関しては、取引コストは売買価格に含まれている。

#### 10 レバレッジ：

ファンドのレバレッジとはファンドのエクスポージャーを増加させる手法として定義され、現金または有価証券の借入れ、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ、買戻条件付契約または売戻条件付契約の利用、証券貸付を通じて行われるものか、その他の手段によるものかを問わない。

レバレッジの水準は、ファンドの純資産価格の割合として表され、ファンドのエクスポージャーとその純資産価格の比率を示している。ファンドのエクスポージャーは、「グロス法」および「コミットメント法」という二つの累積的手法に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用者によって計算される。グロス法はファンドの全体的なエクスポージャーを提供するのに対して、コミットメント法は、ファンドが利用するヘッジとネットティングの技法に関する情報を提供する。

レバレッジは、オルタナティブ投資ファンド運用者によって常に管理され、グロス法に基づくファンドの純資産価格の100%、およびコミットメント法に基づくファンドの純資産価格の100%を超えないものとする。2016年2月29日現在のグロス・レバレッジおよびネット・レバレッジはともに47.04%であった。

レバレッジの測定は、AIFMDと譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)とは異なることに留意されたい。このため、同一のファンドでも、AIFMDのレバレッジ方針が適用される場合、UCITS指令の場合に比べて、金額の異なるレバレッジがかけられることがある。

#### 11 重要な事象：

ブライアン・グリーンナーはモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD)リミテッドの取締役を退任した。ジュディス・イーデンは2016年1月6日にモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD)リミテッドの非業務執行取締役に選任され、ダイアン・ホージーは2016年2月8日に同社の業務執行取締役に選任された。

#### 12 後発事象：

ヘンリー・ケリーは2016年3月24日に管理会社の取締役に就任した。

## (2) 投資有価証券明細表等

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー  
米ドル・ファンド

## 投資有価証券明細表

2016年2月29日現在

(米ドルで表示)

(未監査)

発行体	通貨	額面金額	利回り / 利率	償還日	償却原価	純資産 割合%
譲渡性のある有価証券および短期金融商品						
割引債 - 42.51%						
Federal Home Loan Discount Note	USD	6,100,000	0.30	2016/03/02	6,099,949	2.73
Federal Home Loan Discount Note	USD	5,000,000	0.29	2016/03/04	4,999,879	2.24
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,725,000	0.30	2016/03/07	1,724,914	0.77
Federal Home Loan Discount Note	USD	5,800,000	0.28	2016/03/09	5,799,639	2.59
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,150,000	0.29	2016/03/11	9,149,256	4.10
Federal Home Loan Discount Note	USD	17,900,000	0.30	2016/03/16	17,897,741	8.00
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,300,000	0.32	2016/03/18	9,298,615	4.16
Federal Home Loan Discount Note	USD	4,400,000	0.29	2016/03/23	4,399,214	1.97
Federal Home Loan Discount Note	USD	7,400,000	0.31	2016/03/24	7,398,534	3.31
Federal Home Loan Discount Note	USD	3,800,000	0.31	2016/03/29	3,799,099	1.70
Federal Home Loan Discount Note	USD	16,500,000	0.32	2016/03/30	16,495,758	7.38
Federal Home Loan Discount Note	USD	7,973,000	0.65	2016/06/13	7,958,028	3.56
割引債合計					95,020,626	42.51
変動利付債 - 28.10%						
Commonwealth Bank of Australia	USD	4,000,000	0.42	2016/03/03	3,999,989	1.79
Credit Suisse (New York Branch)	USD	5,000,000	0.50	2016/05/20	5,000,000	2.24
HSBC Bank Plc	USD	5,000,000	0.54	2016/03/21	4,999,853	2.24
J.P. Morgan Securities	USD	4,000,000	0.41	2016/04/15	4,000,151	1.79
J.P. Morgan Securities	USD	5,000,000	0.43	2016/05/19	5,000,000	2.24
Macquarie Bank Ltd	USD	5,000,000	0.43	2016/04/08	5,000,000	2.24
Macquarie Bank Ltd	USD	2,000,000	0.44	2016/04/21	2,000,000	0.89
Svenska Handelsbanken AB	USD	10,000,000	0.37	2016/05/13	10,000,000	4.47
Swedbank AB (New York Branch)	USD	2,100,000	0.37	2016/03/10	2,099,996	0.94
Wells Fargo Bank NA	USD	10,000,000	0.36	2016/03/02	10,000,287	4.47
Westpac Banking Corp	USD	9,700,000	0.39	2016/04/04	9,699,733	4.34
Westpac Banking Corp (New York Branch)	USD	1,000,000	0.68	2016/05/27	999,709	0.45
変動利付債合計					62,799,718	28.10
コマーシャル・ペーパー - 23.71%						
BPCE	USD	1,813,000	0.39	2016/03/01	1,813,000	0.81
BPCE	USD	5,000,000	0.39	2016/03/04	4,999,838	2.24
Credit Agricole	USD	5,000,000	0.73	2016/05/02	4,993,714	2.23
DBS Bank Ltd	USD	3,000,000	0.64	2016/03/18	2,999,093	1.34
DBS Bank Ltd	USD	6,210,000	0.55	2016/03/24	6,207,818	2.78
Erste Abwicklungsanstalt	USD	2,000,000	0.65	2016/06/13	1,996,244	0.89
ING (US) Funding LLC	USD	1,500,000	0.65	2016/06/02	1,497,481	0.67
Macquarie Bank Limited	USD	4,000,000	0.70	2016/03/17	3,998,756	1.79
NRW. Bank	USD	10,000,000	0.38	2016/03/09	9,999,167	4.47
Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	USD	2,500,000	0.51	2016/03/16	2,499,469	1.12
Skandinaviska Enskilda Banken AG	USD	1,500,000	0.36	2016/03/10	1,499,865	0.67
Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	505,000	0.75	2016/05/02	504,348	0.23
Suncorp Group Ltd	USD	2,000,000	0.82	2016/07/21	1,993,531	0.89
United Overseas Bank Ltd	USD	5,000,000	0.68	2016/03/23	4,997,922	2.24
United Overseas Bank Ltd	USD	1,000,000	0.64	2016/04/04	999,396	0.45
United Overseas Bank Ltd	USD	2,000,000	0.65	2016/04/06	1,998,700	0.89
コマーシャル・ペーパー合計					52,998,342	23.71
譲渡性預金証書 - 5.73%						
Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	USD	4,800,000	0.51	2016/03/14	4,800,000	2.15

Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	8,000,000	0.67	2016/04/04	<u>8,000,000</u>	<u>3.58</u>
譲渡性預金証書合計					<u>12,800,000</u>	<u>5.73</u>
譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計					<u>223,618,686</u>	<u>100.05</u>
投資有価証券合計					223,618,686	100.05
その他の負債の資産超過分					<u>(116,987)</u>	<u>(0.05)</u>
純資産合計					<u>223,501,699</u>	<u>100.00</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)



## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

< 訂正前 >

資本金の額

2015年10月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約66百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約18万255円)の記名株式365株を発行済である。

(中 略)

役員及び従業員の状況

(2015年10月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
ウィリアム・ジョーンズ (William Jones)	取締役	独立取締役 DMTCグループ・リミテッド 最高経営責任者	0 株
マイケル・グリフィン (Michael Griffin)	取締役	独立取締役	0
アンドリュー・マック (Andrew Mack)	取締役	独立取締役	0
ジュディス・イーデン (Judith Eden)	取締役	独立取締役	0

(注) ファンドに関する管理会社の従業員はいない。

< 訂正後 >

資本金の額

2016年3月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約62百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約16万9,020円)の記名株式365株を発行済である。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.68円)による。

(中 略)

役員及び従業員の状況

(2016年3月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
ウィリアム・ジョーンズ (William Jones)	取締役	独立取締役 DMTCグループ・リミテッド 最高経営責任者	0 株
マイケル・グリフィン (Michael Griffin)	取締役	独立取締役	0
アンドリュー・マック (Andrew Mack)	取締役	独立取締役	0
ジュディス・イーデン (Judith Eden)	取締役	独立取締役	0

ヘンリー・ケリー (Henry Kelly)	取締役	独立取締役	0
---------------------------	-----	-------	---

(注1) ファンドに関する管理会社の従業員はいない。

(注2) ヘンリー・ケリー (Henry Kelly) は2016年3月24日付で管理会社の取締役に就任した。

## 2 事業の内容及び営業の概況

< 訂正前 >

(前略)

2015年10月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っており、運用資産の総額は、約78,081百万円である(平成27年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 120.90円)で計算。 )。

設立国	種類	本数	通貨	純資産額の合計
ルクセンブルグ	契約型オープン・エンド型投資信託	3	米ドル	645,833,381米ドル (約78,081百万円)

< 訂正後 >

(前略)

2016年3月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っており、運用資産の総額は、約85,133百万円である(平成28年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 112.68円)で計算。 )。

設立国	種類	本数	通貨	純資産額の合計
ルクセンブルグ	契約型オープン・エンド型投資信託	3	米ドル	755,532,019米ドル (約85,133百万円)

[次へ](#)

### 3 管理会社の経理状況

管理会社の経理状況については、以下のとおり更新される。

管理会社の最近事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）を添付のとおりに受領している。

管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2016年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=112.68円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## (1) 貸借対照表

## モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2015年12月31日現在

	注記	2015年		2014年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
流動資産					
債権					
関連企業からの未収金：					
- 1年以内期限到来	3	142,586	16,067	25,100	2,828
その他の未収金：					
- 1年以内期限到来	4	25,043	2,822	30,669	3,456
銀行預金		803,420	90,529	894,768	100,822
資産合計		<b>971,049</b>	<b>109,418</b>	<b>950,537</b>	<b>107,107</b>
<b>負債</b>					
資本金および準備金					
引受済資本金	5	547,500	61,692	547,500	61,692
準備金					
法定準備金	5	15,096	1,701	15,096	1,701
特別準備金	5	30,337	3,418	30,337	3,418
前期繰越利益金	5	202,970	22,871	207,738	23,408
当期損失	5	(1,020)	(115)	(4,768)	(537)
		794,883	89,567	795,903	89,682
非劣後債務					
関連企業への未払金：					
- 1年以内期限到来	6	170,377	19,198	148,331	16,714
税金負債	7	4,430	499	5,059	570
その他の債務：					
- 1年以内期限到来	8	1,359	153	1,244	140
負債合計		<b>971,049</b>	<b>109,418</b>	<b>950,537</b>	<b>107,107</b>

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

## (2) 損益計算書

## モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2015年12月31日終了年度

	注記	2015年		2014年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>費用</b>					
<b>管理報酬</b>					
- 関連企業による	10	14,562	1,641	8,094	912
その他の営業費用	11	27,419	3,090	41,569	4,684
<b>利息およびその他の財務費用</b>					
- 関連企業に係る	12	2,771	312	2,723	307
- その他の利息および類似の財務費用	12	-	-	1,301	147
所得税	13	3,488	393	7,768	875
上記項目に含まれないその他の税金	14	3,559	401	3,473	391
<b>費用合計</b>		<b>51,799</b>	<b>5,837</b>	<b>64,928</b>	<b>7,316</b>
<b>収益</b>					
受取管理報酬	9	49,375	5,564	60,000	6,761
<b>その他の利息およびその他の財務収益:</b>					
- 関連企業からの受領	15	598	67	32	4
- その他の利息および類似の財務収益	15	806	91	128	14
当期損失		1,020	115	4,768	537
<b>収益合計</b>		<b>51,799</b>	<b>5,837</b>	<b>64,928</b>	<b>7,316</b>

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

[次へ](#)

## モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

## 年次財務書類に対する注記

2015年12月31日終了年度

## 注1 一般事項

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(以下「当社」という。)は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法(改正済み)に定められる株式会社として1988年11月21日に設立され、その存続期間は無期限である。当社は投資信託(以下「UCI」という。)に関する2010年12月17日法(改正済み)第16章に定められる管理会社である。

当社の登記上の住所は、R.C.S. ルクセンブルグ B29 193、セニンガーバークL-2633 トレヴェ通り6B番である。

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までである。

当社の主たる事業は、関連会社により販売促進されている投資信託の管理運用を行うことである。

当社の最終的な親会社および支配会社であり、当社が属し、かつグループの連結財務書類を作成している最大かつ最小の企業集団はモルガン・スタンレーであり、当社およびモルガン・スタンレーの他の子会社と共に「モルガン・スタンレー・グループ」を形成している。モルガン・スタンレーはアメリカ合衆国デラウェア州19801、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、ザ・コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付に登録上の住所を有し、アメリカ合衆国のデラウェア州において設立された。その財務書類の写しは、[www.morganstanley.com/investorrelations](http://www.morganstanley.com/investorrelations)から入手可能である。

当社の直接の親会社は、アメリカ合衆国のデラウェア州で登記されているモルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インクである。

財務書類に含まれる項目は、当社が営業を行う基本経済環境における通貨である米ドルで評価および表示されている。

**当期の経済状況**

2015年の前半においては、米国の回復ならびにユーロ圏および英国経済の、より堅調な成長により世界成長は支えられ、その一部は主要な新興市場経済の不況により弱められた。2015年の後半においては、続く新興市場経済の不況、エネルギー価格の下落および中国の経済成長の鈍化の結果、世界経済の成長は減速した。2014年と比べ2015年の世界的な実質国内総生産の成長は減速した。先進国市場経済における成長が着実ではあるが緩慢であった一方、新興市場経済の成長は4年連続で減速した。1年を通じて傾向としては、石油およびその他のコモディティ価格の下落、米ドル高による世界的な貿易フローに対する圧迫ならびに主要な新興市場経済、とりわけ中国における政治的課題の増加が顕著であった。労働市場の累積的な改善およびインフレ目標を達成できるという自信が高まったことから、米連邦準備制度理事会は2015年12月に利上げを宣言した。しかしながら、ヨーロッパや日本が未だ苦戦しており中国が減速している中で、欧州中央銀行(以下「ECB」という。)、日本銀行および中国人民銀行はその目標とする金融緩和政策を続けた。

2015年12月31日の後に、日本銀行は三段階の政策金利システムを導入し当座預金にマイナス0.1%の低金利を適用するマイナス金利ならびに量的および質的金融緩和政策(以下「QE」という。)を公表した。さらに、2016年3月にECBは更なるQEプログラムを公表し、預金ファシリティ金利をマイナス0.3%からマイナス0.4%に引き下げ、基準貸出金利を0.05%から0%に引き下げた。

## 注2 重要な会計方針の要約

## 2.1 作成基準

年次財務書類の表示は、2002年12月19日法(改正済み)により義務付けられている。当社の年次財務書類はルクセンブルグ大公国における法令およびルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

注2.2に記載のとおり、当社は外貨換算に関する未実現利益を認識している。これによるルクセンブルグの一般に認められた会計原則との相違は、2002年12月19日法(改正済み)第26条に従い、当社の資産、負債、財政状態および財務成績の真実かつ公正な概観を与えるために必要とみなされる。

## 2.2 外貨換算

当社の会計記録は米ドルで記帳されており、年次財務書類は当該通貨で表示されている。その他の通貨建ての金額は、以下に基づき基準通貨に換算される。

- その他の通貨で表示されている貸借対照表上のすべての貨幣項目は、貸借対照表日付の為替レートで換算される。ただし、非貨幣項目については取引日現在の実勢為替レートで換算される。
- その他の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。
- 実現および未実現為替損益は、損益計算書に反映される。

## 2.3 債権

流動資産に含まれる債権は、名目価値で評価される。見積り実現評価額が名目価値を下回った場合に評価調整がなされる。

## 2.4 債務

当社の債務は払戻価額で評価される。

### 注3 関連企業からの未収金

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
<b>1年以内期限到来</b>		
関連企業からの未収金	142,586	25,100

## 注4 その他の未収金

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
<b>1年以内期限到来</b>		
未収管理報酬	11,250	15,000
未収税金還付請求額	13,793	15,358
その他の未収金		311
	25,043	30,669

## 注5 資本金および準備金

	引受済資本金 (米ドル)	法定準備金 (米ドル)	特別準備金 (米ドル)	前期繰越利 益金 (米ドル)	当期損失 (米ドル)	資本合計 (米ドル)
2015年1月1日現在残高	547,500	15,096	30,337	207,738	(4,768)	795,903
損益の配分				(4,768)	4,768	
当期損失					(1,020)	(1,020)
2015年12月31日現在残高	547,500	15,096	30,337	202,970	(1,020)	794,883

引受済資本金：

授権済、引受済および全額払込済：	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
1株当たり額面1,500米ドルの株式365株 (2014年：1株当たり1,500米ドル365株)	547,500	547,500

法定準備金：

ルクセンブルグの商事会社法に基づき、当社は各事業年度の利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金残高が引受済資本金の10%に達した場合に不要となる。法定準備金は株主に対する配当に利用することはできない。

2015年12月31日現在、当期および前期における当社利益は実現されていないため、当社は法定準備金の割当てを行っていない。

特別準備金：

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
2010年分純資産税準備金	11,512	11,512
2011年分純資産税準備金	13,350	13,350
2012年分準資産税準備金	5,475	5,475
	30,337	30,337



改正純資産税法に基づき、当社は、想定される純資産税額の5倍に相当する準備金を維持することにより、純資産税負担を軽減することができる。当社は、2010年、2011年および2012年の純資産税額について配当不能準備金を設定している。

各年度中に本準備金として繰入れられた金額は5年間を経過した後でのみ準備金からの配当が可能となる。当該期間にかかる準備金が維持されていない場合は、金額に占める割合についての純資産税を支払う。

注6 関連企業への未払金

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
<b>1年以内期限到来</b>		
関連企業への未払金	170,377	148,331

注7 税金負債

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
<b>1年以内期限到来</b>		
未払純資産税	4,430	5,059

注8 その他の債務

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
<b>1年以内期限到来</b>		
未払金	1,359	1,244

注9 受取管理報酬

当社は、関係会社により販売された各種投資信託についての管理運用業務のパフォーマンスについて管理報酬を受け取る。

注10 管理報酬

関連企業による管理報酬は、受取管理報酬の5%である最低のコマーシャル・ベースでのマージンを確保するよう、受領/負担した手数料/費用を示している。

## 注11 その他の営業費用

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
監査報酬	17,819	19,428
税務コンプライアンス報酬		13,780
取締役業務報酬	8,814	8,361
その他の費用	786	
	<u>27,419</u>	<u>41,569</u>

## 注12 利息およびその他の財務費用

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
<b>関連企業に係る</b>		
借入金に係る未払利息	<u>2,771</u>	<u>2,723</u>
<b>その他の利息および類似の財務費用</b>		
外国為替差損		1,163
雑費		138
		<u>1,301</u>

## 注13 所得税

当社の所得税は、ルクセンブルグの法人税および地方事業税を示している。当社は実効法人税率29.22%で課税される。(2014年度:29.22%)

当社には、本店所在地または中心となる業務地がルクセンブルグにあり、かつ、固定資産、譲渡可能証券および銀行預金が総資産の90%を超えるすべての団体に適用される最低法人所得税が適用される。

所得税は以下のとおりである。

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
所得税	3,488	3,884
前期に関する調整		3,884
	<u>3,488</u>	<u>7,768</u>

## 注14 上記に含まれないその他の税

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
--	----------------	----------------

純資産税	3,559	3,473
------	-------	-------

## 注15 その他の利息およびその他の財務収益

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
<b>関連企業からの受領</b>		
貸付金に関する未収利息	598	32
<b>その他の利息およびその他の財務収益</b>		
外国為替差益	806	
その他収益		128
	806	128

## 注16 従業員

2015年12月31日に終了した年度中、当社には従業員はいなかった(2014年度:なし)。

当社は当期および前期において取締役に対して報酬を支払っていないが、当社に提供された取締役の業務に関して生じた手数料を負担した。取締役業務報酬は注11において開示されている。

## 注17 ゴーイング・コンサーン(継続企業の前提)

当社は、当面の間は経営存続のために十分な財源を利用できる。したがって、引き続きゴーイング・コンサーンベースで年次財務書類が作成される。

## 注18 後発事象

財務書類の日付以降、重要な事象はない。

[次へ](#)

## Morgan Stanley Asset Management S.A.

## BALANCE SHEET

As at 31 December 2015

	Note	2015 USD	2014 USD
<b>ASSETS</b>			
<b>CURRENT ASSETS</b>			
Debtors			
Amounts owed by affiliated undertakings:			
- becoming due and payable within one year	3	142,586	25,100
Other receivables:			
- becoming due and payable within one year	4	25,043	30,669
Cash at bank		803,420	894,768
<b>TOTAL ASSETS</b>		<u>971,049</u>	<u>950,537</u>
<b>LIABILITIES</b>			
<b>CAPITAL AND RESERVES</b>			
Subscribed capital	5	547,500	547,500
Reserves			
Legal reserve	5	15,096	15,096
Special reserve	5	30,337	30,337
Profit brought forward	5	202,970	207,738
Loss for the financial year	5	(1,020)	(4,768)
		<u>794,883</u>	<u>795,903</u>
<b>NON-SUBORDINATED DEBTS</b>			
Amounts owed to affiliated undertakings:			
- becoming due and payable within one year	6	170,377	148,331
Tax debts	7	4,430	5,059
Other creditors:			
- becoming due and payable within one year	8	1,359	1,244
<b>TOTAL LIABILITIES</b>		<u>971,049</u>	<u>950,537</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**PROFIT AND LOSS ACCOUNT**  
**For the year ended 31 December 2015**

	Note	2015 USD	2014 USD
<b>CHARGES</b>			
Management fees			
- derived from affiliated undertakings	10	14,562	8,094
Other operating charges	11	27,419	41,569
Interest and other financial charges:			
- concerning affiliated undertakings	12	2,771	2,723
- other interest and similar financial charges	12	-	1,301
Income tax	13	3,488	7,768
Other taxes not included in the previous caption	14	3,559	3,473
<b>TOTAL CHARGES</b>		<b>51,799</b>	<b>64,928</b>
<b>INCOME</b>			
Management fee income	9	49,375	60,000
Other interest and other financial income:			
- derived from affiliated undertakings	15	598	32
- other interest and similar financial income	15	806	128
Loss for the financial year		1,020	4,768
<b>TOTAL INCOME</b>		<b>51,799</b>	<b>64,928</b>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2015**

**1. GENERAL INFORMATION**

Morgan Stanley Asset Management S.A. (the "Company") was established on 21 November 1988 as a "Société Anonyme" within the definition of the Luxembourg Law of 10 August 1915, as amended, on commercial companies for an unlimited period of time. The Company is a Management Company within the definition of chapter 16 of Luxembourg Law of 17 December 2010 on Undertakings for Collective Investment ("UCI"), as amended.

The registered office of the Company is 6B, Route de Treves, L-2633 Senningerberg, R.C.S. Luxembourg B 29 193.

The financial year of the Company runs from the first of January until the thirty-first of December of each year.

The main activity of the Company is the administration and management of the collective investment undertakings promoted by related corporations.

The ultimate parent undertaking and controlling entity and the largest and smallest group of which the Company is a member and for which group accounts are prepared is Morgan Stanley which, together with the Company and Morgan Stanley's other subsidiary undertakings form the 'Morgan Stanley Group'. Morgan Stanley has its registered office c/o The Corporation Trust Company, The Corporation Trust Centre, 1209 Orange Street, Wilmington, DE 19801, United States of America and is incorporated in the state of Delaware, in the United States of America. Copies of its financial statements can be obtained from [www.morganstanley.com/investorrelations](http://www.morganstanley.com/investorrelations).

The Company's immediate parent undertaking is Morgan Stanley International Holdings Inc. which is registered in the state of Delaware, in the United States of America.

Items included in the financial statements are measured and presented in United States dollars ("USD"), the currency of the primary economic environment in which the Company operates.

**Morgan Stanley Asset Management S.A.****NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS****For the year ended 31 December 2015****1. GENERAL INFORMATION (CONTINUED)****Current market conditions**

During the first half of 2015, global growth was supported by a rebound in the US and firmer growth in the euro zone and the United Kingdom economies, partially offset by sluggishness in major emerging market economies. During the second half of 2015, global growth slowed as a result of the continued sluggishness of emerging market economies, declines in energy prices, and the slowdown of China's economic growth. Global real gross domestic product growth decelerated in 2015 from 2014. Growth in emerging market economies slowed for a fourth straight year, while growth in developed market economies was steady but sluggish. Notable trends during the year included falling oil and other commodity prices, an appreciating US dollar weighing on global trade flows and increasing policy challenges in a number of major emerging market economies, most notably China. The US Federal Reserve announced a rate increase in December 2015 based on cumulative labor market progress and rising confidence in achieving its inflation target. However, with Europe and Japan still struggling and China decelerating, the European Central Bank ("the ECB"), the Bank of Japan and the People's Bank of China acted to continue their targeted monetary policy easing measures.

Subsequent to 31 December 2015, the Bank of Japan announced a program of Quantitative and Qualitative Monetary Easing ("QE") with a Negative Interest Rate that introduced a three tier policy rate system for bank reserves with a low rate of negative 0.1%. Additionally, in March 2016 the ECB announced a further QE program and reduced interest rates with the deposit facility rate falling from negative 0.3% to negative 0.4% and the benchmark interest rate falling from 0.05% to zero%.

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2015**

**2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES**

2.1 Basis of preparation

The presentation of the annual accounts is that required by the Law of 19 December 2002, as amended. The annual accounts of the Company have been established in accordance with the laws and regulations of the Grand-Duchy of Luxembourg and with generally accepted accounting principles of Luxembourg.

As described in note 2.2, the Company recognises unrealised gains on translation of foreign currencies. This departure from generally accepted accounting principles of Luxembourg is deemed necessary to give a true and fair view of the Company's assets, liabilities, financial position and results in accordance with Article 26 of the Law of 19 December 2002, as amended.

2.2 Translation of foreign currencies

The Company maintains its accounting records in US dollars and the annual accounts are expressed in this currency. Amounts in foreign currencies are translated into the base currency on the following bases:

- All balance sheet monetary items expressed in a foreign currency are converted at the rate of exchange ruling at the balance sheet date while non-monetary items are translated at exchange rates prevailing at the transaction dates.
- Income and expenses in foreign currencies are translated into US dollars at the exchange rates prevailing at transaction date.
- Both realised and unrealised exchange gains and losses are reflected in the profit and loss account.

2.3 Debtors

Debtors included in current assets are valued at their nominal value. A value adjustment is accounted for if the estimated realisable value is lower than the nominal value.

2.4 Liabilities

Liabilities of the Company are valued at their repayment value.



**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2015**

**3. AMOUNTS OWED BY AFFILIATED UNDERTAKINGS**

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Becoming due and payable within one year</b>		
Amounts owed by affiliated undertakings	142,586	25,100

**4. OTHER RECEIVABLES**

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Becoming due and payable within one year</b>		
Management fees receivable	11,250	15,000
Tax claims receivable	13,793	15,358
Other receivables	-	311
	25,043	30,669

**5. CAPITAL AND RESERVES**

	Subscribed capital	Legal reserve	Special reserve	Profit brought forward	Loss for the financial year	Total equity
	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Balance at 1 January 2015	547,500	15,096	30,337	207,738	(4,768)	795,903
Allocation of the result	-	-	-	(4,768)	4,768	-
Loss for the financial year	-	-	-	-	(1,020)	(1,020)
Balance at 31 December 2015	547,500	15,096	30,337	202,970	(1,020)	794,883

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>

Subscribed capital:

Authorised, subscribed and fully paid:

365 shares with a par value of USD 1,500 each  
(2014: 365 shares at USD 1,500 each)

	547,500	547,500
--	---------	---------

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2015**

**5. CAPITAL AND RESERVES (CONTINUED)**

Legal reserve:

In accordance with Luxembourg Company Law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profits for each financial year to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance of the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital. The legal reserve is not available for distribution to the shareholders.

As at 31 December 2015, no legal reserve was allocated by the Company as profit has not been realised by the Company in the current or prior years.

Special reserve:

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Net worth tax reserve for 2010	11,512	11,512
Net worth tax reserve for 2011	13,350	13,350
Net worth tax reserve for 2012	5,475	5,475
	<u>30,337</u>	<u>30,337</u>

Based on the revised Net Worth Tax Law, the Company can reduce its Net Worth Tax liability by committing to maintain a reserve equal to five times the potential Net Worth Tax. The Company has established a non-distributable reserve in respect of its 2010, 2011 and 2012 Net Worth Tax liabilities.

The amount transferred to this reserve during each year can only be distributed out of the reserve after a 5 year period has elapsed. If the reserve is not maintained for this period, Net Worth Tax will be payable on a portion of the amount.

**6. AMOUNTS OWED TO AFFILIATED UNDERTAKINGS**

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Becoming due and payable within one year</b>		
Amounts owed to affiliated undertakings	<u>170,377</u>	<u>148,331</u>

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2015**

**7. TAX DEBTS**

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Becoming due and payable within one year</b>		
Net worth tax payable	4,430	5,059

**8. OTHER CREDITORS**

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Becoming due and payable within one year</b>		
Accruals	1,359	1,244

**9. MANAGEMENT FEE INCOME**

The Company receives management fee income for the performance of administration and management services for various collective investment undertakings which are promoted by related corporations.

**10. MANAGEMENT FEES**

Management fees derived from affiliated undertakings represent recharges/expenses which are received/incurred to ensure the minimum commercial margin of 5% of management fee income.

**11. OTHER OPERATING CHARGES**

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Audit fees	17,819	19,428
Tax compliance fees	-	13,780
Directors service fees	8,814	8,361
Other expenses	786	-
	<u>27,419</u>	<u>41,569</u>

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2015**

**12. INTEREST AND OTHER FINANCIAL CHARGES**

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Concerning affiliated undertakings</b>		
Interest payable on loans	2,771	2,723
	<hr/>	<hr/>
	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Other interest and similar financial charges</b>		
Foreign exchange losses	-	1,163
Miscellaneous expenses	-	138
	<hr/>	<hr/>
	<b>-</b>	<b>1,301</b>
	<hr/>	<hr/>

**13. INCOME TAX**

The Company's taxes on income represent Luxembourg corporation tax and municipal business tax. The Company is fully taxable at an effective corporate tax rate of 29.22% (2014: 29.22%).

The Company is subject to a minimum corporate income tax, applicable to all entities having their statutory seat or central administration in Luxembourg, and for which the sum of financial fixed assets, transferrable securities and cash at bank exceeds 90% of their total assets.

Taxes on income are analysed as follows:

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Income tax	3,488	3,884
Prior year adjustment	-	3,884
	<hr/>	<hr/>
	<b>3,488</b>	<b>7,768</b>
	<hr/>	<hr/>

**14. OTHER TAXES NOT INCLUDED IN THE PREVIOUS CAPTION**

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Net worth tax	3,559	3,473
	<hr/>	<hr/>

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2015**

**15. OTHER INTEREST AND OTHER FINANCIAL INCOME**

	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Derived from affiliated undertakings</b>		
Interest receivable on loans	598	32
	<hr/>	<hr/>
	<b>2015</b>	<b>2014</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Other interest and other financial income</b>		
Foreign exchange gains	806	-
Other income	-	128
	<hr/>	<hr/>
	<b>806</b>	<b>128</b>

**16. EMPLOYEES**

The Company employed no staff during the year ended 31 December 2015 (2014: nil).

The Company paid no remuneration to its Directors during the current or prior year but incurred fees in respect of Directors services provided to the Company. Directors' service fees are disclosed in Note 11.

**17. GOING CONCERN**

The Company will have access to adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Accordingly, the going concern basis continues to be adopted in preparing the annual accounts.

**18. SUBSEQUENT EVENTS**

No significant events have occurred since the balance sheet date.

[次へ](#)

### 第3 投資信託制度の概要

#### ・ルクセンブルグの投資信託の形態

#### 2. 2010年12月17日法

< 訂正前 >

( 前 略 )

##### 2.2.1.6. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、ファンド資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(UCITSのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCP資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って処分されるようにすること。

管理会社の所在加盟国が投資信託の所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、上述のおよび保管受託銀行に適用されるその他の法令または行政規定に従いその権限を遂行することが認められるために必要とみなされる情報の流出を規制する書面契約を管理会社との間で締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない業務の不履行または不適切な履行の結果被った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

( 中 略 )

保管受託銀行業務に関するUCITS関連の法令または行政規定の調整に係る通達2009/65/ECを改正する来たる欧州議会および欧州理事会通達に備えて、CSSFは、UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にする目的で、2014年7月11日付で新しい通達を公表した。CSSFは、原則主義に基づき、UCITSの保管受託業務に適用されるより規範的かつ詳細な規則を制定した。

その結果、通達91/75のE章はUCITSには適用されなくなるものの、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドには引き続き適用される。現在UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関は、遅くとも2016年3月18日までCSSFの新しい要請に対する運営上の設定を適応させる必要がある。

欧州理事会は、UCITSの預託機関の機能、報酬に関する方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014/91/EU(以下「UCITS V 指令」という。)の最終案を正式に採択した。EU加盟国は2016年3月18日までにこれを実施しなければならない。このUCITS V 指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確化し、過度なりスク負担を抑制するためUCITSの管理会社の報酬方針に関する条件を定め、各国の国内法の違反に対する最低限の行政処分を調整する。

2015年7月10日、政府評議会(Council de Gouvernement)は、法律6845号の草案(以下「法案」という。)を承認した。これにより、

- 2010年12月17日法を修正することにより、UCITS V 指令を実施し、
- ルクセンブルグAIFM法を修正することとなった。

立法手続きの第一段階として、法案は、2015年8月5日、ルクセンブルグ議会(Chambre des Députés)に付託された。付託された法案は、UCITS V 指令を単に2010年12月17日法へ転化した形のものである。

法案では、UCITS V 指令の実施以外に修正を提案している。ルクセンブルグにおいて設立された投資信託で、2010年12月17日法のパート に準拠し、かつAIFM法または金融監督委員会通達91/75の預託制度に現在服しているものは、投資信託の運用資産がAIFM法で定められた制限を上回るかまたは下回るかによって、今後、(運用資産とは関係なく)新しくより厳格なUCITSの預託制度に服することとする、というものである。

法案はまた、AIFM法の修正を提案している。なかでも、オルタナティブ投資ファンド運用者に対する要件として、独立した会計監査人により監査を受けた会計書類および主要サービス以外のサービスの提供に関する一定の説明が挙げられている。

#### 2.2.1.7. 関係法人

(中略)

#### 2.6.2. 年次税

(中略)

b) 投資信託および複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントで、

- その受益証券が機関投資家向けに限定され、
- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とし、
- 加重残存期間が90日を超えず、
- 公認の格付機関から最高レベルの格付けを付与されている場合。

(中略)

#### 2.6.3. ファンド株主または受益者等の税関係

現在のルクセンブルグ法においては、契約型および会社型の投資信託ともに、原則として、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの証券または権利について、通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託(パート 投資信託またはパート 投資信託)のルクセンブルグに居住していない受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税または所得税を課せられることはない。ただし、関連する租税条約の適用を条件として、受益者が契約型投資信託(パート 投資信託またはパート 投資信託)を通じて、ルクセンブルグの居住者である法人(SICAR(*société d'investissement en capital à risqué*))、会社型の投資信託または家族資産の運用会社を除く。)の資本金の10%以上を保有する場合で、15年以上ルクセンブルグの居住者であって受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルグの居住者ではなくなった場合を除く。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、かかる配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

2010年12月17日法に基づき投資信託としての資格が与えられているルクセンブルグ法人の株主または契約型投資信託の受益者はいずれも、当該法人または投資信託から受取る配当もしくは投資信託の受益証券の売却によるキャピタル・ゲインについてルクセンブルグにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、(i)他のEU加盟国またはEUの属領もしくは関連領に居住する個人もしくはいわゆる「残余事業体」、(ii)受取債権もしくは債券に一定割合の投資を行っている投資信託および(iii)利払いの形による貯蓄所得課税に関する2003年6月3日付閣僚理事会通達2003/48/EC(その後の改正を含む。)が適用されない場合については、この限りではない。

#### 2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルグの会社型投資信託(すなわちSICAV、SICAF又はSICAR)は、ルクセンブルグにおける付加価値税(以下「VAT」という。)の目的上、インプットVAT控除の権利はなく、それがUCITS、投資信託又はSIFの形態で設立されているかどうかを問わず、課税対象者とみなされる。

ルクセンブルグの契約型投資信託(すなわちFCP)は、ルクセンブルグにおけるVATの目的上、インプットVAT控除の権利はなく、それがUCITS、投資信託又はSIFの形態で設立されているかどうかを問わず、その管理会社と共にそれぞれ課税対象者とみなされる。

現行のルクセンブルグ法に従って、上記の種類ルクセンブルグの投資信託は、資金運用業務とみなされるサービスを受けた場合にVAT控除を受ける。かかる投資信託(若しくはFCPの場合はその管理会社)に提供されたその他のサービスは潜在的にVAT課税につながる可能性があり、また、ルクセンブルグにおける投資信託(若しくはFCPの場合はその管理会社)のVAT登録が必要となる可能性がある。その結果、投資信託/その管理会社は、ルクセンブルグにおいて、国外から購入された課税対象サービス(若しくは一定の商品)にかかるとみなされるVATの申告納税をしなければならない。

ルクセンブルグにおいて、投資信託による受益者に対する支払に関しては、かかる支払が投資信託の受益証券の購入に関するもので、よって投資信託に提供された課税対象サービスに関して受領した対価とはならない限り、原則としてVAT納税義務は発生しない。



< 訂正後 >

（前 略）

#### 2.2.1.6. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がファンドの有する全ての証券および現金を保管および監視することにつき責任を負う。保管受託銀行は、ファンド資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(UCITSのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCP資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って処分されるようにすること。

UCITS V 指令（以下に定義する。）に従い、保管受託銀行はファンドおよび受益者に対し、保管受託銀行または保管金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管金融商品に損失が生じた場合、保管受託銀行は同一種類の金融商品、またはそれに相当する金額の金融商品を、不当な遅滞なくファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返還するものとする。保管受託銀行は、当該損失がその合理的支配の及ばない外的事象の結果として生じたものであり、これを防ぐためのあらゆる合理的努力にもかかわらずその結果が避けられなかったであろうことを証明できる場合は、賠償責任を負わない。

保管受託銀行はまた、保管受託銀行による過失または適用される規制上の義務の適切な履行を保管受託銀行が故意に行わなかった結果被ったその他すべての損失につき、ファンドおよびファンドの受益者に対して責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて直接的または間接的に追求される。ただし、当該追求により補償の重複あるいは受益者間の不公平が生じることとなる場合にはこの限りではない。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

（中 略）

保管受託銀行業務に関するUCITS関連の法令または行政規定の調整に係る通達2009/65/ECを改正する来たる欧州議会および欧州理事会通達に備えて、CSSFIは、UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にする目的で、2014年7月11日付で通達14/587（以下「通達14/587」という。）を公表した。CSSFIは、原則主義に基づき、UCITSの保管受託業務に適用されるより規範的かつ詳細な規則を制定した。

通達14/587の公表の結果、通達91/75のE章はUCITSには適用されなくなるものの、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドには引き続き適用される。現在UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関は、CSSFIの新しい要請に対する運営上の設定を適応させる必要があった。

2014年7月23日に、欧州理事会は、UCITSの預託機関の機能、報酬に関する方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014/91/EU（以下「UCITS V 指令」という。）の最終案を正式に採択した。EU加盟国は2016年3月18日までにこれを実施しなければならなかった。このUCITS V 指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確化し、過度なりスク負担を抑制するためUCITSの管理会社の報酬方針に関する条件を定め、各国の国内法の違反に対する最低限の行政処分を調整する。

UCITS V に係る措置の第二段階は2015年12月17日に公表され、2016年10月13日に発効する。ルクセンブルグにおいては、これらの措置が発効するまでの期間を通達14/587が埋めることとなる。通達14/587はさらに改正される予定であり、当該改正はUCITS V に係る措置の第二段階と同時に施行される。

2015年7月10日、政府評議会(Council de Gouvernement)は、法律6845号の草案(以下「法案」という。)を承認した。これにより、

- 2010年12月17日法を修正することにより、UCITS V 指令を実施し、
- ルクセンブルグAIFM法を修正する

こととなった。

法案では、UCITS V 指令の実施以外に修正を提案している。ルクセンブルグにおいて設立された投資信託で、2010年12月17日法のパート に準拠し、かつAIFM法または金融監督委員会通達91/75の預託制度に現在服しているものは、投資信託の運用資産がAIFM法で定められた制限を上回るかまたは下回るかによって、今後、(運用資産とは関係なく)新しくより厳格なUCITSの預託制度に服することとする、というものである。

法案はまた、AIFM法の修正を提案している。なかでも、オルタナティブ投資ファンド運用者に対する要件として、独立した会計監査人により監査を受けた会計書類および主要サービス以外のサービスの提供に関する一定の説明が挙げられている。

法案の一部の規定に対する国家諮問院(Conseil d'Etat)の反対があったため、ルクセンブルグにおける法案の採択は延期された。法案は2016年4月末までに可決される予定である。

#### 2.2.1.7. 関係法人

(中略)

#### 2.6.2. 年次税

(中略)

b) 投資信託および複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントで、

- その受益証券が機関投資家向けに限定され、
- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とし、
- ポートフォリオの加重残存期間が90日を超えず、
- 公認の格付機関から最高レベルの格付けを付与されている場合。

(中略)

#### 2.6.3. ファンド株主の税関係

現在のルクセンブルグ法においては、契約型および会社型の投資信託ともに、原則として、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの証券または権利について、通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設/常設の代表者を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託(パート 投資信託またはパート 投資信託)のルクセンブルグに居住していない受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税を課せられることはない。ただし、関連する租税条約の適用を条件として、受益者が契約型投資信託(パート 投資信託またはパート 投資信託)を通じて、ルクセンブルグの居住者である法人(SICAR(société d'investissement en capital à risqué)、会社型の投資信託または家族資産の運用会社を除く。)の資本金の10%以上を保有する場合で、( )当該法人の株式がその取得から6か月以内に処分された場合かつ( )15年以上ルクセンブルグの居住者であって受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルグの居住者ではなくなった場合を除く。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、かかる配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

2010年12月17日法に基づき投資信託としての資格が与えられているルクセンブルグ法人の株主または契約型投資信託の受益者はいずれも、当該法人または投資信託から受取る配当もしくは投資信託の受益証券の売却によるキャピタル・ゲインについてルクセンブルグにおいて源泉課税を受けることはない。

#### 2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税(以下「VAT」という。)に関する現行の法律では、会社型投資信託(すなわちSICAV、SICAFまたはSICAR)および契約型投資信託(すなわちFCP)は、VATの目的上、課税対象者としての地位を有している。その結果、投資信託は、ルクセンブルグにおけるVATの目的上、インプットVAT控除の権利が一切ない課税対象者とみなされる。

ルクセンブルグにおいては、資金運用業務とみなされるサービスにVAT控除が適用される。かかる投資信託(若しくはFCPの場合はその管理会社)に提供されたその他のサービスは潜在的にVAT課税につながる可能性があり、また、ルクセンブルグにおける投資信託/その管理会社のVAT登録が必要となる可能性がある。当該VAT登録の結果、投資信託/その管理会社は、ルクセンブルグにおいて、国外から購入された課税対象サービス(若しくは一定の商品)にかかるとみなされるVATの申告納税義務を果たすべき立場となる。

ルクセンブルグにおいて、投資信託による受益者に対する支払に関しては、かかる支払が投資信託の受益証券の購入に関するもので、よって投資信託に提供された課税対象サービスに関して受領した対価とはならない限り、原則としてVAT納税義務は発生しない。

#### 2.6.5. 共通報告基準(以下「CRS」という。)

本項において使用されている大文字の用語は、本書中で別途規定されていない限り、以下に定義されるCRS法に記載される意味を有する。

2014年12月9日付で、欧州連合理事会は、課税分野における行政協力についての2011年2月15日付の指令2011/16/EUを修正する指令2014/107/EUを採択した。これには、EU加盟国間における金融機関口座の自動的情報交換が規定されている(以下「DAC指令」という。)。上記指令の採択はOECDのCRSを実施するものであり、2016年1月1日付で欧州連合内の自動的情報交換を一般化するものである。

さらに、ルクセンブルグは、CRSに基づく自動的情報交換のためのOECDの多国間協定(以下「多国間協定」という。)に署名した。この多国間協定に基づき、2016年1月1日からルクセンブルグは金融機関口座の情報をその他の参加国・地域と自動的に交換する。CRS法は、ルクセンブルグの法律にCRSを導入するDAC指令と共に、この多国間協定を実施するものである。

CRS法の条項に基づき、ファンドは現地税務当局(LTA)に対し、i) CRS法に定める口座保有者である各報告対象者、および、ii) CRS法に定める受動的NFEの場合には、報告対象者である支配権利を有する個人それぞれについて、氏名、住所、居住する加盟国、納税者識別番号(TIN)、および生年月日、出生地を毎年報告することが必要となる可能性がある。かかる情報は、LTAによって外国税務当局に開示される場合がある。

CRS法に基づく報告義務をファンドが果たせるかどうかは、各投資家がファンドに対して、各投資家の情報(投資家の直接または間接的所有者に関する情報を含む。)を裏付けとなる必要な文書証拠と共に提供するか否かによることとなる。ファンドの請求に応じて、各投資家は、かかる情報をファンドに提供することに同意する必要がある。

CRS法によって課される税金または罰金を避けるため、ファンドは課せられた義務の履行に努めるが、ファンドがかかる義務を果たすことができるという保証はない。ファンドがCRS法により課税または罰金の対象となった場合、投資家が保有する持分の価値に重大な損失をもたらす可能性がある。

ファンドの文書提供要請に応じない投資家は、かかる投資家が当該情報の提供を行わないことに起因してファンドまたは管理会社に課された税金および罰金を請求されることがあり、ファンドは、その単独の裁量において、当該投資家の持分を買い戻す場合がある。

投資家に対しては、自己の投資に対するCRS法の影響に関して、自己の税務顧問に相談するか、またはその他の専門的助言を求めることを勧める。

#### 2.6.6. FATCA

FATCAを実施するプロセスの一環として、ルクセンブルグはモデル1政府間協定（以下「IGA」という。）を締結し、2015年7月24日付ルクセンブルグ法によって実施された。これは、ルクセンブルグに所在する金融機関（IGAの定義による）に対して、必要に応じて、特定米国人（IGAの定義による）が保有する金融口座およびFATCAを遵守していない米国外の金融機関の情報を、該当ある場合、管轄当局に報告することを義務付けている。

ファンドは、IGAおよびルクセンブルグ法に基づく外国金融機関（以下「FFI」という。）となる。このステータスは、ファンドがそのすべての投資家の情報を定期的に入手して検証する義務を伴う。ファンドによる請求があれば、各投資家は一定の情報（非金融外国事業体（以下「NFFE」という。）（IGAの定義による）の場合、かかるNFFEの所有権に係る一定の閾値を超える直接または間接的所有者に関する情報を含む。）を必要な証拠文書と併せて提供することに同意する。同様に、各投資家は、新しい郵送先住所や居住地住所など、そのステータスに影響する一切の情報を30日以内に自発的にファンドに提供することに同意する。

FATCAおよびIGAの実施により、ファンドには、投資家の氏名、住所、納税者識別番号（入手できる場合）に加えて、口座残高、所得および総受取額（網羅的ではない）をIGAの条項に基づいてLTAに開示する義務が生じる可能性がある。かかる情報は、さらにLTAによって米国内国歳入庁に報告される。

また、ファンドは個人情報の取扱いに責任を持ち、各受益者はLTAに通知されたデータにアクセスする権利および必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手した一切のデータは個人情報の取扱いに関する個人保護に係る2002年8月2日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）に従って取り扱われる。

FATCA源泉徴収税の賦課を避けるためにファンドは課せられた義務の履行に努めるが、ファンドがかかる義務を果たすことができるという保証はない。FATCA制度によりファンドに源泉徴収税が課された場合、投資家が保有する持分の価値に重大な損失をもたらす可能性がある。ファンドが各投資家から情報を入手してLTAに報告することができない場合、米国を源泉とする所得の支払いに対して、また不動産またはその他の資産の売却による受取金で米国を源泉とする利息および配当金が発生するものに対して、30%の源泉徴収税が課されることとなる可能性がある。

ファンドの文書提供要請に応じない投資家は、かかる投資家が当該情報の提供を行わないことに起因してファンドに課された税金を請求されることがあり、ファンドは、その単独の裁量において、当該投資家の持分を買い戻す場合がある。

仲介業者を通じて投資を行っている投資家に対しては、仲介業者がこの米国源泉徴収税および報告制度を遵守しているかどうか、またどのように遵守しているのかを確認することを勧める。

投資家に対しては、上記の要件に関して、米国税務顧問に相談するか、またはその他の専門的助言を求めることを勧める。

## 第4 その他

### <訂正前>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

（中 略）

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年12月25日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月26日にその届出の効力が生じております。」との趣旨を示す記載。

（後 略）

### <訂正後>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

（中 略）

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年12月25日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月26日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年5月31日に関東財務局長に提出しております。」との趣旨を示す記載。

（後 略）

（参考邦訳）

## 公認企業監査人の報告書

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー株主各位

R.C.S.ルクセンブルグ B29 193

セニंगाーバーグ L-2633

トレヴェ通り6B番

株主による我々の任命に従って、我々はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2015年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の年次財務書類について監査を行った。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に従った当年次財務書類の作成および適正な表示についてならびに不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない年次財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役会によって決定される内部統制について責任を負う。

### 公認企業監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当年次財務書類に関する意見を表明することである。我々は、金融監督委員会 (*Commission de Surveillance du Secteur Financier*) によりルクセンブルグに採用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、年次財務書類に重大な虚偽記載がないかどうか合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。選択された手続は、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、年次財務書類の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて公認企業監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、公認企業監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく状況に適した監査手続を計画するために、事業体の年次財務書類の作成および適正開示に関する内部統制を検討する。

また監査は、財務書類の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性の評価および取締役会によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

## 意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に合致して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2015年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・オーディット、公認監査事務所

マルティン・フローネ 公認企業監査人  
パートナー

ルクセンブルグ、2016年5月10日

[次へ](#)

**REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ**

To the Shareholders of  
Morgan Stanley Asset Management S.A.  
6B, Route de Treves  
L-2633 Senningerberg  
R.C.S. Luxembourg B 29 193

Following our appointment by the shareholders, we have audited the accompanying annual accounts of Morgan Stanley Asset Management S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2015, the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

*Board of Managers' responsibility for the annual accounts*

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

*Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé's* judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.



An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Managers, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Morgan Stanley Asset Management S.A. as of 31 December 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Martin Flaunet, *Réviseur d'entreprises agréé*

*Partner*

Luxembourg, May 10, 2016

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。